

第 1 回 名 寄 市 総 合 計 画 審 議 会

日時：令和 7 年 7 月 3 日（木）18時30分～

場所：名寄市民文化センター 多目的ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

（１）次期名寄市総合計画策定の考え方について〔資料 1〕

（２）行政評価（事務事業評価）について〔資料 2〕

（３）各部会報告

4 そ の 他 次回審議会について

5 閉 会

[会議資料]

資料 1 第 3 次総合計画策定に向けた基本的考え方（案）

資料 1-2 第 3 次総合計画検討体制（案）

資料 1-3 第 3 次総合計画策定スケジュール

資料 2-1 行政評価についてのQ&A

資料 2-2 行政評価実施要領

資料 2-3 行政評価フロー図

資料 2-4 外部評価の実施について

参考資料 名寄市総合計画審議会条例

名寄市総合計画審議会条例施行規則

第3次総合計画の策定に向けた基本的考え方（案）

令和7年7月

名 寄 市

第3次総合計画の策定に向けた本市の基本的な考え方は、次のとおりであり、今後、名寄市総合計画審議会での議論も踏まえ、「第3次総合計画策定方針」として、決定する。

記

1 計画策定の趣旨

本市は、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、経済の停滞、自然災害に対する市民意識の高揚、広域連携や地方創生の推進など大きく変化する社会情勢に的確に対応していくため、平成29年3月に「名寄市総合計画（第2次）」を策定し、「自然の恵みと財産を活かし みんなでつくり育む 未来を拓く北の都市・名寄」の実現を目指して、まちづくりを進めてきているが、計画期間が令和8年度をもって終了する。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定を義務付けているところである。

地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の一層の進展による、地域のくらしや経済を支える担い手の不足、気候変動に起因する自然災害の頻発・激甚化、デジタルトランスフォーメーションの進展、脱炭素・循環型社会実現に向けた機運の高まり、働き方や人々の価値観・ライフスタイルの変化など大きく変革しつつある。

このような中、これからも誰もが住み続けたいと思えるまちを築き、次の世代へ引き継いでいけるよう、持続可能なまちづくりを目指し、新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながら進めていくための行動指針として第3次総合計画を策定する。

2 計画策定の基本的考え方

（1）今後のまちづくりに当たっての課題の整理

人口や人口構造の将来変化、今後の財政状況などまちづくりに当たっての基礎データを基に、政策分野ごとの現状分析を行い、今後の課題を明確にしたうえで、求められる事項を検討し、計画策定を進める。

（2）まちづくりの基本理念等の設定

上記の課題に加えて市民や市職員からの意見も踏まえて、まちづくりを進める上での「基本理念」本市が目指すべき「将来像」計画推進に当たっての「基本目標」を定める。

（3）計画策定に当たっての基本姿勢

次の基本姿勢により、計画の策定を進める。

① 市民参加の促進

計画策定段階から積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と市が一体となって計画づくりを進める。

② 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・高齢化の進展や地域経済の低迷、気候変動に起因する自然災害の頻発・激甚化、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、デジタル化や脱炭素化の加速など、社会経済情勢の変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指す。

③ 地域資源の活用

本市が有する自然環境や、市立大学、市立総合病院をはじめ有形無形の地域資源を活かした計画を目指す。

④ わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指す。

今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げ、各分野毎に推進する個別計画に連動させ、実効性のある計画を目指す。

3 計画の概要

(1) 名 称

第3次総合計画の名称を「名寄市総合計画（第3次）」とする。

(2) 構 成

総合計画は、社会経済の動向を展望しながら、将来に向けて本市が目指すまちの姿を示すものであるが、一方で、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが求められるものである。

今後も、総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、名寄市総合計画（第3次）については、長期的な視点から本市が目指す都市像や目標等を明らかにする「基本構想」、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定める「基本計画」、基本計画の施策を具現化するための事務事業を定め短期間で必要な見直しを行う「実施計画」の三層で構成する。

【基本構想】

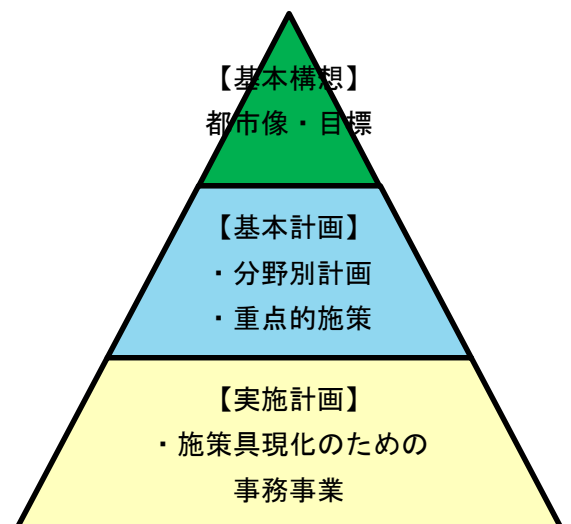
- ・ 本市が目指す都市像や目標等を設定

【基本計画】

- ・ 基本構想で示した目標ごとの具体的施策を設定
- ・ 従来の総合計画を踏襲する「分野別計画」に加え、人口減少や社会情勢の変化等へ対応するため、施策の選択と重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組むべき施策を設定

【実施計画】

- ・ 施策を具現化するための必要な事務事業を設定



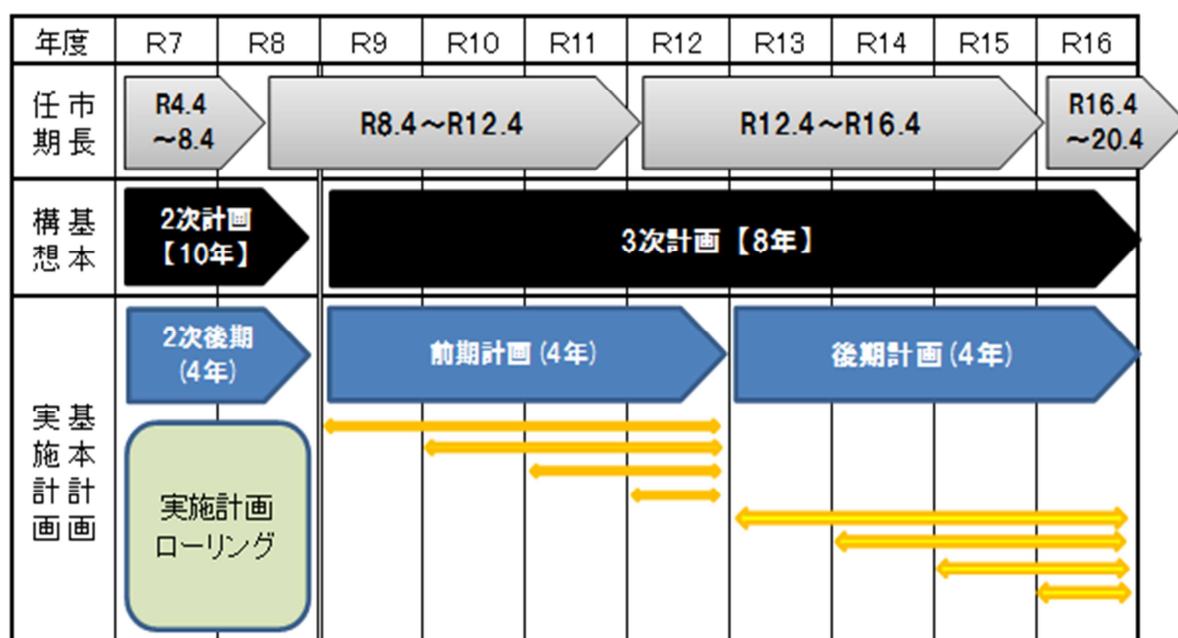
(3) 計画期間

基本構想は、長期的な視点から本市の都市像や目標等を明らかにするとともに、基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、長期とすることが適当と考えており、8年程度を基本とする。

基本計画及び実施計画については、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応する必要があり、また、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示す必要がある。行政課題への的確な対応と市長公約をより明確に政策展開していくため、基本計画及び実施計画の期間を第2次総合計画と同様、市長任期と連動する4年間を基本とする。

名寄市総合計画（第3次）においては、市長任期と連動させるため、前期基本計画を4年間（2027年～2030年（令和9年～12年））、後期基本計画を4年間（2031年～2034年（令和13年～16年））とし、全体の計画期間を8年間（2027年～2034年（令和9～16年））とする。

【名寄市総合計画（第3次）期間】



(4) 計画の推進管理

施策及び事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進捗管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応や行政評価の結果等を踏まえて行う総合計画実施計画ローリングにより、名寄市総合計画（第3次）の着実な推進を図る。

また、実施計画ローリングについては、毎年度、基本計画期間中の事務事業について実施する。

(5) 総合戦略との関係

名寄市総合計画（第3次）は市政運営における最上位計画であり、市政全般にわたる総合的な振興・発展を目的とするものである一方「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口減少抑制を主眼とし、特に取り組むべき施策を示すものであるが、名寄市総合計画（第3次）の基本計画に掲げる施策は、人口減少という市が直面する大きな課題に対する方向性や取組を示すものでもあることから、総合計画と総合戦略を一体とした計画とすることについて議論を行う。

4 策定方法

(1) 市民意見の反映

① 総合計画審議会

「名寄市総合計画審議会条例」に基づき、学識経験者・市内関係団体の代表者・公募委員により構成され、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申

② 関係団体との意見交換会・アウトリーチ

各団体における課題・意見を把握するため、アンケート調査・意見交換を実施

③ 市民アンケート

市民の施策への満足度や幸福度、重要と感じている分野・施策について把握するため、アンケート調査を実施

④ 市内小・中学生及び高校生・大学生からの意見聴取

次世代の意見を取り入れるため、学生へのアンケート調査・意見交換を実施

⑤ 市民と若手職員とのワークショップ

まちづくりに関して対話する機会を設け、基本理念や将来像など基本構想の礎となる考え方についての検討を目的とし、市民と若手職員を対象としてワークショップを実施

⑥ パブリック・コメント

基本構想・基本計画に対する市民意見の募集

(2) 関係市町村との役割分担・連携

士別市及び定住自立圏構成町村から、中心市である本市に望む機能等について意見聴取

(3) 全庁的な検討

① 総合計画庁内策定委員会

全庁的な体制により、総合計画案を作成

委員長：市長 副委員長：副市長、教育長 委員：各部局長及び次長

② 若手職員へのワークショップの開催

市民ワークショップに、ファシリテーターとして参画するため、総合計画についての構造・あり方や、ファシリテーターとしての議論の進め方について理解を深める

③ 職員アンケートの実施

本市の課長職以下などを対象に、職員からみた市の”強み”と”弱み”や、まちづくりの方向、分野ごとの地域課題等を把握する職員アンケート調査を実施し、業務や担当課を横断した施策提案の機会として活用する

(4) 市議会における審議

基本構想案及び基本計画案を議案として提出し、議会の審議及び議決を経て決定

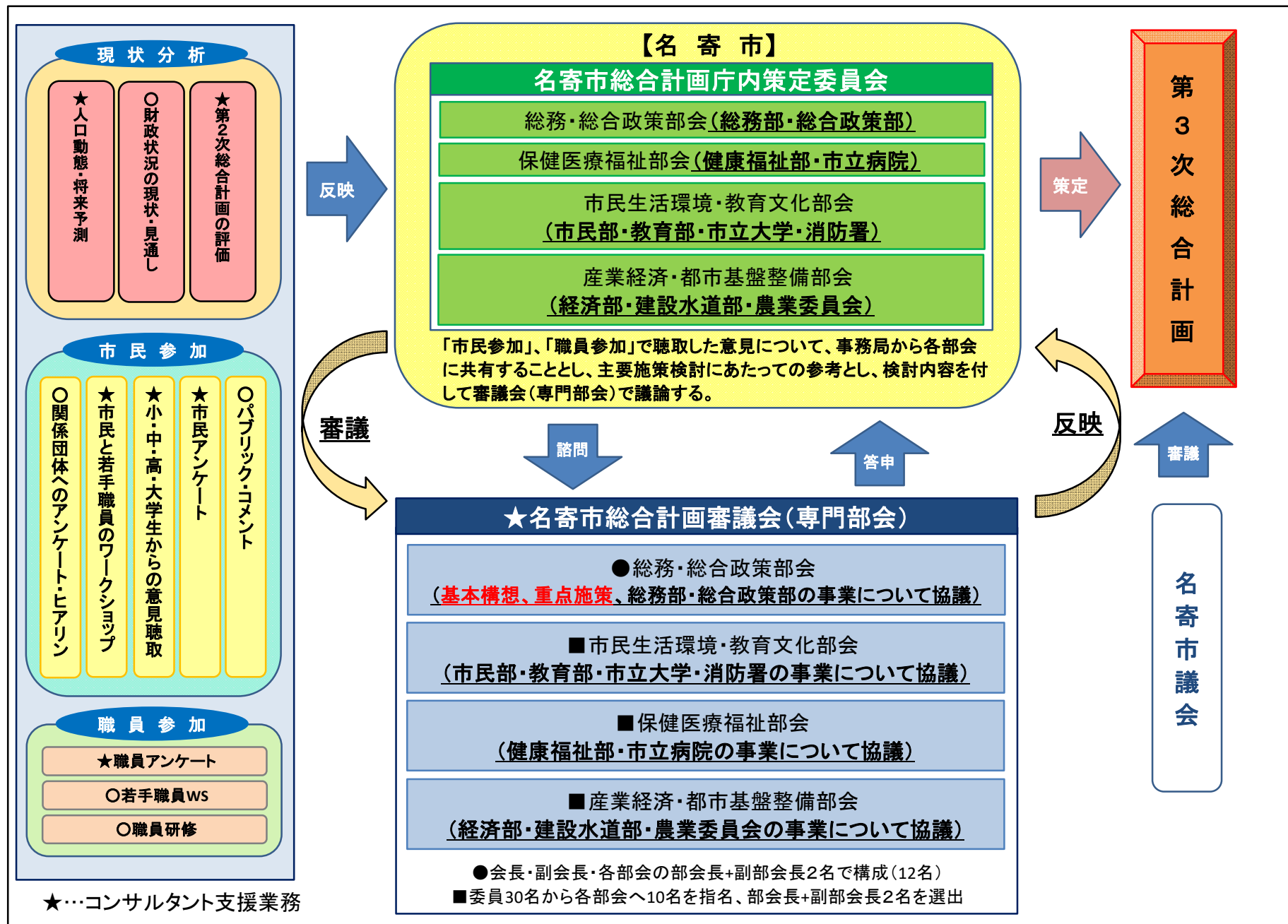
5 策定スケジュール（予定）

令和7年	5月～7月	○ 名寄市総合計画（第2次）の総括・人口分析等基礎資料整理
	7月～10月	○ 関係団体へのアンケート・意見交換
	8月	○ 総合計画策定方針の決定
		○ 総合計画審議会への諮問
	8月～9月	○ 小中学生・高校生・大学生への意見聴取
	9月～11月	○ 市民アンケート
	9月～12月	○ 市民と若手職員とのワークショップ
令和8年	3月	○ 市議会への中間報告（基本構想について）
	7月	○ パブリック・コメントの実施
		○ 総合計画（素案）の作成
	8月	○ 総合計画策定審議会から答申

- 上記の過程を経て、市議会へ総合計画（案）を提案、令和8年9月（3定）にて審議

第3次総合計画検討体制(案)

資料 1 - 2



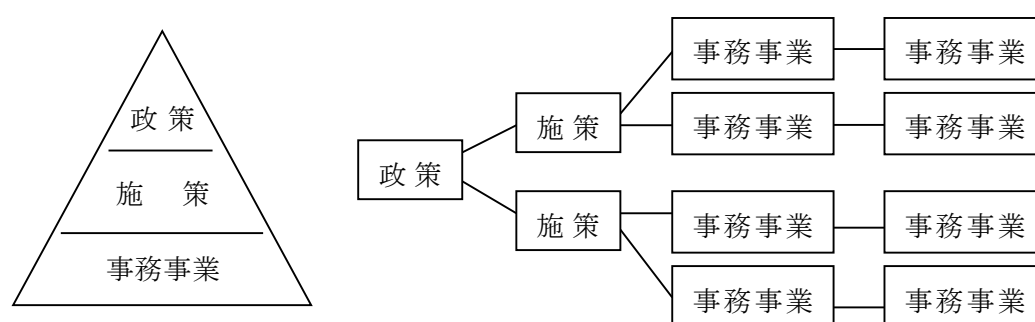
※基礎調査及び計画策定主な業務分担 ：ぎょうせい ：事務局様

		令和7年度(2025年度)												令和8年度(2026年度)											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基礎調査	1 基礎データ分析(人口推計等)			データ収集 報告書作成																					
	2 現計画の評価		シート 作成	評価シート 配布・回収	各課 ヒア	とり まとめ																			
	3 住民アンケート調査																								
	市民アンケート				設問設計 WEB作成	配布準備	調査票 配布・回収	集計・分析 報告書作成																	
	小中学生アンケート					設問設計 WEB 作成	配布 準備	案内文配布 回答	集計・分析 報告書作成																
	高校生・大学生アンケート																								
	4 職員意見把握																								
	職員アンケート							設問 設計	配布 準備	配布 回答	集計・分析 報告書作成														
	若手職員WS							若手職員 WS																	
	5 関係団体調査																								
計画策定	関係団体アンケート				設問設計 WEB作成	準備	配布 回答	集計・分析 報告書作成																	
	意見懇談会							各団体と市長の意見懇談会																	
	6 市民と若手職員とのワークショップ																								
	1 序論・基本構想策定																								
	序論策定									全体構成 検討	序論素案 作成	序論素案 修正指示	序論素案 修正												
	基本構想策定									基本構想 素案作成	基本構想 修正指示	基本構想 修正													
	2 基本計画策定																								
	基本計画策定(施策・事業検討)									基本計画 骨子案作成	基本計画 素案作成	基本計画 修正指示	基本計画 施策等修正												
	数値目標設定												基本計画 数値目標設定・修正												
	3 パブリックコメント																	パブリック コメント							
庁内業務等	4 住民説明会																	住民説明会							
	5 計画書製本																				デザイン検討・印刷ゲラ作成	計画書 印刷			
	6 計画公表																							計画 公表	
	1 所管課					職員向け 説明会①			職員向け 説明会②	基本計画基本計画 主要事業検討	基本計画 検討・調整	基本計画 数値目標検討	実施計画事業 検討・調整	基本計画 最終調整	実施計画事業 ヒアリング・調 整										
	2 庁内委員会			計画策定 概要共有	策定方針 検討					基本構想 検討・調整		基本計画 検討・調整	基本計画 検討・調整												
	3 市長ヒアリング												市長 ヒアリング												
	4 行政評価	行政評価 1次評価	行政評価 WG評価		行政評価 2次評価			行政評価 結果公表					行政評価 1次評価	行政評価 WG評価		行政評価 2次評価			行政評価 結果公表						
	5 総合計画ローリング					総合計画ローリング																			
	1 総合計画審議会																								
	全体会議				策定方針等 説明・審議						基本構想 審議		委員改選			基本計画 素案確定	総合計画案 確定								
審議会・議会	専門部会							基礎調査 報告		施策分野別 課題整理①	施策分野別 課題整理②			基本計画 審議①	基本計画 審議②										
	諮問・答申					諮問												答申							
	行政評価				行政評価 外部評価										行政評価 外部評価										
	2 議会																								
	本会議						策定方針 報告			ローリング 報告		基本構想 報告							議会 提案	集中審議					
	議員協議会																				実施計画 報告				

行政(政策・施策・事務事業)評価についての Q&A

Q：行政評価とは？

A：「行政の仕事を評価すること」「仕事の見直し」です。総合計画で言えば、「政策評価」は基本構想部分の評価、「施策評価」は基本計画部分の評価、「事務事業評価」は実施計画部分（個別の事務事業）の評価で、名寄市では、事務事業評価を行います。なお、国では、政策・施策・事務事業などを全て「政策」と言っています。



Q：地方自治体で評価を導入するに至った背景は？

A：財政赤字の拡大、行政の限界（行政が何でも出来る時代は終わった）、地方分権一括法の施行、アカウンタビリティ（説明責任）の欠如などが挙げられます。

Q：評価の目的は？

A：①成果重視の行政運営、②計画－実施－点検・評価－改善といった PDCA サイクルの確立③市民への説明責任の充実、④これらの過程を通しての職員の政策形成能力の向上、意識改革などです。

Q：評価結果の活用は？

A：短期的には、①総合計画の進行管理、②予算への反映など、中長期的には、組織・人事・定員管理などに活用できるものと思われます。

行政評価成功へのポイント（北海道大学大学院宮脇教授著書・講演資料より）

- ①政策（行政）評価は目的ではなく手段
- ②評価の最大の目的は無意識の意識化（意識改革の前提、気づくこと）
- ③出来ることから始める（住民との信頼関係とは何か）
- ④成果の数値化は目的ではなく手段（数字は嘘をつき、嘘つきが数字をつくる）
- ⑤自己評価を尊重し、自己評価の責任は免責する
- ⑥ファイリングシステム等行政内部の情報共有を実現し、住民が必要な情報をきちんと提供する
- ⑦限界を明示する

名寄市行政評価実施要領

(目的)

第1条 この要領は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズなどを踏まえ、効果的で効率的な行政サービスの提供と市政における透明性を確保するため、行政評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の組織)

第2条 行政評価の検討などのため、行政評価検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

2 前項に掲げる検討会議は、市長、副市長、教育長、総務部長、総合政策部長、市民部長、健康福祉部長、経済部長、建設水道部長、教育部長、市立大学事務局長、市立総合病院事務部長、その他必要な職員で構成し、座長には市長があたる。

3 行政評価の全庁的な普及啓発、評価方法及び評価の内容検討などを目的に係長職によるワーキンググループを設置する。

(評価の対象)

第3条 評価対象は、名寄市総合計画に登載する実施計画事業とする。

(評価の方法)

第4条 行政評価は、実施機関の担当部局自らが行うもの（以下「1次評価」という。）、名寄市総合計画審議会（名寄市総合計画審議会条例に規定する審議会をいう。）が行うもの（以下「外部評価」という。）、検討会議が行うもの（以下「2次評価」という。）とする。

(1次評価)

第5条 1次評価は、実施計画事業等を所管する部局が自ら行う事後評価とする。

(ワーキンググループ評価)

第6条 ワーキンググループ評価は、1次評価に対する行政評価とする。

(外部評価)

第7条 外部評価は、1次評価に対する行政評価とする。

(2次評価)

第8条 2次評価は、1次評価及び外部評価に基づき、検討会議が行う総合的な行政評価とする。

(結果の公表と反映)

第9条 市長は、前条の規定による検討会議の結果を市民に公表するとともに、翌年度以降の予算及び事務執行に反映するものとする。

(事務局)

第10条 行政評価の実施に関する事務局は、総合政策部総合政策課とし、事務局長には総合政策部長があたる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、行政評価に関し必要な事項は、別に定める。

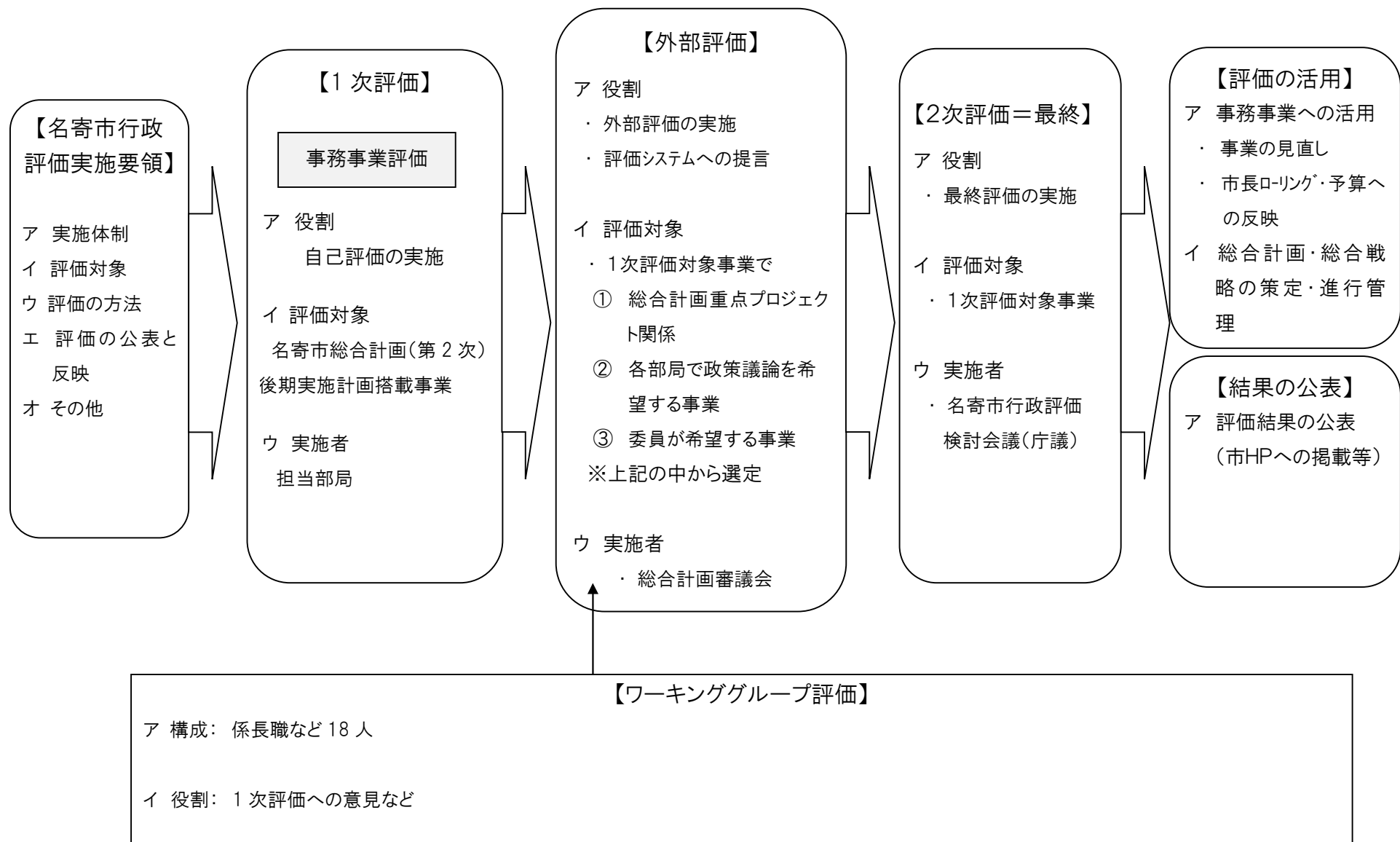
附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

令和7年度 行政評価フロー図



外部評価の実施について

1 評価方法

総合計画審議会委員を4つの部会に分けて、評価を実施

部 会	評価対象 事業数	外部評価 事業数
A（総合政策・建設水道）部会	13	6
B（健康福祉）部会	12	6
C（総務・市民・経済）部会	14	6
D（教育・大学・病院）部会	15	6

2 部会について

A（総合政策・建設水道）部会

B（健康福祉）部会

C（総務・市民・経済）部会

D（教育・大学・病院）部会

部 会	部会長	委 員					会場
A部会	石田 副会長	浅野 委員	松本 委員	木全 委員	高橋 委員	田中 委員	多目的ホー ル後方①
B部会	結城 会長	伊藤 委員	酒井 委員	上西 委員	坂上 委員		多目的ホー ル後方②
C部会	遠藤 副会長	梅野 委員	鎌塚 委員	鳥谷 委員	守岡 委員	森 委員	視聴覚研修 室（2F）
D部会	臼田 委員	小川 委員	今野 委員	猿谷 委員	松前 委員	古家 委員	営農研修室 （2F）

3 事務事業の説明について

各部会に各部局の部長職（欠席の場合次長職及び課長職）を配置

4 各部会の報告（会場：多目的ホール）

部会長から報告

5 評価の日程について

日 程	内 容	会 場
3 月 24 日 4 月 16 日	各部局における評価（1 次評価）	—
5 月 7 日 ～ 5 月 23 日	行政評価庁内ワーキンググループによる評価	市役所名寄庁舎各会議室
7 月 3 日	第 1 回総合計画審議会による評価 （外部評価）	文化センター 多目的ホール
7 月中旬	行政評価検討会議（2 次評価）	

(設置)

第 1 条 名寄市の総合計画（以下「総合計画」という。）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び進行管理等を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 総合計画及び総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合計画及び総合戦略の推進及び検証に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、市長の諮問に応じて、前項第 1 号に掲げる事項について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内関係団体の代表者
- (3) 市内に居住する者のうちから市長が公募した者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 2 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときに、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要と認める場合には、委員ではない者を会議に出席させ、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 7 条 審議会は、各分野の政策及び事業についての調査審議を付託するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(名寄市総合計画策定審議会条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 名寄市総合計画策定審議会条例(平成 18 年名寄市条例第 225 号)
 - (2) 名寄市総合計画推進市民委員会条例(平成 19 年名寄市条例第 28 号)

名寄市総合計画審議会条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月19日

名寄市長 加藤 剛 士

名寄市総合計画審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄市総合計画審議会条例（平成29年名寄市条例第33号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、名寄市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規定による専門部会は、会長が審議会に諮り設置する。

2 専門部会に部会長及び副部会長2人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときに、その職務を代理する。

5 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

6 専門部会の会議は、部会長が招集する。

7 専門部会は、部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 専門部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局の設置)

第3条 審議会に事務局を置く。

2 事務局は、市の機構をもって充てるものとし、事務局長は市長が担当する。

(所掌事務)

第4条 事務局は、審議会の運営の補助的な役割を担い、会長、部会長の指示により、会議の設営や記録、資料の提供及び構想、実施方策のまとめ等を行う。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総合政策部総合政策課において行う。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月15日規則第34号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年3月31日規則第11号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

名寄市総合計画審議会委員

No.	団体名等	役職等	氏名	出欠
1	風連商工会	事務局長	浅野 弘幸	○
2	名寄市情報公開・個人情報保護審査会	副会長	安達 百合子	×
3	名寄市都市計画審議会	会長	石田 十羽完	○
4	FMなよろ	局長	伊藤 美和子	○
5	名寄商工会議所	専務理事	臼田 進	○
6	梅野 博・新・圭介事務所	司法書士	梅野 圭介	○
7	Nスポーツコミッション	副会長	遠藤 貴広	○
8	道北なよろ農業協同組合	代表理事専務	小川 和則	○
9	名寄商工会議所青年部	専務理事	鎌塚 英明	○
10	道北なよろ農業協同組合	理事	松本 和俊	○
11	北星信用金庫	地域支援部 部長	木全 哲也	○
12	名寄市環境保全協同組合	事務局	桑原 大	×
13	名寄市校長会	会長	松本 敏朗	×
14	名寄市立大学	准教授	今野 聖士	○
15	食生活改善協議会	会長	酒井 洋子	○
16	町内会連合会	会長	猿谷 繁明	○
17	名寄市立大学	准教授	清水 幸子	×
18	幼児教育・保育振興会	会長	上西 靖子	○
19	名寄建設業協会	副会長	高橋 直樹	○
20	上川北部森林組合	専務理事	田中 英彰	○
21	男女共同参画推進委員会	委員	鳥谷 由美	○
22	名寄青年会議所	理事長	古家 健一	○
23	障害者自立支援協議会	委員	成田 勇一	×
24	連合北海道名寄地区連合会	会長	坂上 義幸	○
25	病院運営委員会	委員	松前 聡美	○
26	公募	名寄市立大学学生	三間 陽香	×
27	公募	名寄市立大学学生	望月 あゆこ	×
28	名寄市総務部	参与	守岡 ダニエル 武雄	○
29	公募		森 和季	○
30	名寄市立大学	副学長	結城 佳子	○